

産廃協

Vol. 116

平成28年1月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(お知らせ)

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせします。

平成 27 年 11 月 6 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が本日 11 月 6 日(金)に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景・趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26 年 3 月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議されました。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」として答申がなされました。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策や今後の課題が取りまとめられました。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正するものです。

2. 政令の概要

- (1) 廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、その処理基準を強化する(密閉容器に入れて運搬すること、硫化・固型化してから埋立処分を行うこと、等)。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する(水銀使用製品産業廃棄物について破碎することのないように運搬すること、相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること、等)

3. 施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準については水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準については平成 29 年 10 月 1 日。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(要綱)

第一 特別管理一般廃棄物に、廃水銀(人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。)及び当該廃水銀を処分するために処理したものの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を追加すること。

(第一条関係)

第二 特別管理産業廃棄物に、廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を追加すること。（第二条の四関係）

第三 水銀処理物（第一に掲げる廃水銀を処分するために処理したもの（第一の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。）の埋立処分を行う場合には、次によること。

- 一 水面埋立処分を行つてはならないこと。
- 二 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 三 第三の二以外の水銀処理物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。（第三条第三号関係）

第四 第一に掲げる廃水銀の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。また、当該廃水銀廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。（第四条の二第一号及び第二号関係）

第五 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することとし、水銀使用製品産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（第六条第一項第一号関係）

第六 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。

- 一 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- 二 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が一定以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- 三 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

（第六条第一項第二号関係）

第七 水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。（第六条第一項第三号関係）

第八 廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬することとし、当該廃水銀を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。（第六条の五第一項第一号関係）

第九 第二条の四第五号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であつて環境省令で定めるものの処分又は再生は、第六の一及び二の規定の例によること。（第六条の五第一項第二号関係）

第十 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、次によること。

- 一 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 二 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。
- 三 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行つてはならないこととし、廃水銀等を処分するために処理したもの（第十の一に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、第六条の五第一項第三号ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。（第六条の五第一項第三号関係）

第十一 廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加し、縦覧等を要する産業廃棄物処理施設とすること。
(第七条関係)

第十二 この政令の施行期日について定めること。
(附則第一条関係)

第十三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。
(附則第二条及び第三条関係)

第十四 この政令の施行に伴う関係政令について所要の改正を行うこと。
(附則第四条及び第五条関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(お知らせ)

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせします。

平成 27 年 12 月 25 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布について (お知らせ)

中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理基準等専門委員会が「廃棄物処理基準等専門委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(カドミウム)) (案)」を取りまとめ、平成 27 年 4 月 2 日に中央環境審議会 循環型社会部会に報告されたことに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」等が本日公布され、平成 28 年 3 月 15 日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

また、平成 27 年 2 月 10 日(火)から同年 3 月 11 日(水)までの間に実施した「廃棄物処理基準等専門委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(カドミウム)) (案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 改正の趣旨

平成 23 年 7 月、中央環境審議会会長から環境大臣に対しカドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値を見直すことが適当である旨、答申されました。この答申を踏まえ、同年 10 月 27 日にそれぞれ改正されました。

これを受け、平成 26 年 9 月 11 日に中央環境審議会会長から環境大臣に対し、カドミウムの水質汚濁防止法に基づく排水基準を見直すことが適当である旨、答申されました。この答申を踏まえ、同年 12 月 1 日に改正されました。

水質環境基準等の変更を受け、中央環境審議会 循環型社会部会 廃棄物処理基準等専門委員会では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討するため、廃棄物最終処分場からの放流水等からの排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等について調査等を進め、3 回にわたって審議を行いました。その結果を踏まえ、「廃棄物処理基準等専門委員会報告書(廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討(カドミウム)) (案)」を取りまとめ、平成 27 年 2 月 10 日(火)から同年 3 月 11 日(水)の間にパブリックコメントを実施し、平成 27 年 4 月 2 日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されました。

本省令等は、同報告に基づき、廃棄物最終処分場からの放流水、特別管理産業廃棄物の判定基準等を改正するものです。

2. 改正の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)の一部改正

1) カドミウム又はその化合物について特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないこととします。

廃棄物の種類		基準
鉍さい関係 (規則第1条の2 第6項関係)	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
ばいじん又は燃え殻関係 (規則第1条の2 第9項関係)	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第1条の2 第11項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下

(2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)の一部改正

1) 管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準を、以下の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
燃え殻若しくはばいじん又は燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令別表第5の2の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第1条第2項、第3条第2項関係)	0.09mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの(判定基準省令別表第5の2の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第1条第4項、第3条第4項関係)	
鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの (判定基準省令第3条第6項関係)	

2) 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準を、以下の表のとおり変更します。

廃棄物の種類	基準
有機性汚泥又は動植物性残さ(令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る) (判定基準省令第2条第1項、第4項関係)	0.03mg/kg 以下 (現行 0.1mg/kg 以下)
無機性汚泥(令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る) (判定基準省令第2条第2項)	0.003mg/L 以下 (現行 0.01mg/L 以下)

廃酸、廃アルカリ若しくは家畜ふん尿（令第6条第1項第4号イに掲げるものに限る） （判定基準省令第2条第3項、第5項）	0.03mg/L以下 （現行0.1mg/L以下）
---	-----------------------------

（3）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）等の一部改正

1）廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準（以下「排水基準」という。）、廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、以下の表のとおり変更します。

なお、放射性物質汚染対処特措法施行規則第26条第1項第3号及び第2項第4号に定められた埋立地からの排水基準及び最終処分場の廃止時の地下水の基準についても同等の措置を講じます。

	排水基準（管理型）	地下水基準（全処分場共通） 浸透水基準（安定型）
基準	0.03mg/L以下 （現行0.1mg/L以下）	0.003mg/L以下 （現行0.01mg/L以下）

3. 廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要ですが、本改正の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の最終処分基準省令の排水基準等に適合しているか判断するものとする経過措置を設けます。

4. その他

カドミウムにかかる検定方法については、別途、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示13号）」及び「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示192号）」を改正します。

5. 施行期日

平成28年3月15日

石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

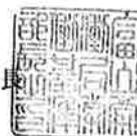
富山労働局から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。



富労基発 1119 第 1 号の 2
平成 27 年 11 月 19 日

一般社団法人富山県産業廃棄物協会会長 殿

富山労働局労働基準部長



石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止につきましては、厚生労働省では、事業者に対して石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところです。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されました。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破碎する作業を行っていたものですが、湿潤化が十分でなく、破碎時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられます。

つきましては、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置を適切に実施するよう、貴会会員に対する周知をお願い致します。

記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破碎又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断面からの発じん対策として十分でないため、破断面への散水等の措置を講ずる必要がある。



業を行うこと。

- 3 破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基 発 0930 第 10 号

平成 27 年 9 月 30 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年8月12日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号）及び9月17日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号）により、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けるとともに、1, 2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳の交付要件を変更する改正を行いました。本改正政省令につきましては、平成27年11月1日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別紙のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0930 第 9 号
平成 27 年 9 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号。以下「改正省令」という。）がそれぞれ平成27年8月12日、9月17日に公布され、平成27年11月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

国が専門家を参集して行った化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、リスクが高いため健康障害防止措置の導入が必要と評価されたところである。

改正政令は、リスク評価を基に行った専門家による健康障害防止措置内容の検討結果を踏まえ、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについては、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正（改正政令本則関係）

ア 名称を表示すべき危険物及び有害物の追加（施行令第18条関係）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第

1項の表示（以下「表示」という。）をしなければならない物（以下「表示対象物質」という。）として、ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物及びリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（具体的には第2の2（1）イ参照）を規定したこと。

イ 特定化学物質の追加（施行令別表第3関係）

特定化学物質の第2類物質として、以下の物質を追加したこと。これにより、以下の物質を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施（以下「作業主任者の選任等」という。）を行わなければならないこととなること。

（ア） ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（具体的には第2の2（2）ア参照）

（イ） リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（具体的には第2の2（2）イ参照）

ウ 配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務への追加（施行令第22条第2項関係）

以下の物質を製造し、又は取り扱う業務を、法第66条第2項後段の健康診断の対象業務としたこと。

（ア） ナフタレン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（具体的には第2の2（2）コ参照）

（イ） リフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの（具体的には第2の2（2）コ参照）

エ 作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場及び健康診断を行うべき有害業務への追加（施行令第6条、第21条及び第22条関係）

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業等を、作業主任者を選任すべき作業等に追加したこと。なお、これらのうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。

（2）施行期日（改正政令附則第1項関係）

改正政令は、平成27年11月1日から施行することとしたこと。

（3）経過措置（改正政令附則第2項から第4項まで関係）

ア 作業主任者の選任に関する経過措置（改正政令附則第2項関係）

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業については、平成29年10月31日までの間（施行後2年間）は、作業主任者の選任を要しないことと

したこと。

イ 表示対象物に関する経過措置（改正政令附則第3項関係）

（1）のアの表示対象物質として追加する物であって、改正政令の施行の日（平成27年11月1日）において現に存するものについては、平成28年4月30日までの間（施行後半年間）は、表示に係る規定は適用しないこととしたこと。

ウ 作業環境測定に関する経過措置（改正政令附則第4項関係）

ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれらを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）について所要の改正を行うとともに、1，2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳の交付要件を変更するため、安衛則の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

（1）安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 1，2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳交付要件の変更（安衛則第53条関係）

屋内作業場等において、1，2-ジクロロプロパンによる印刷機その他の設備を清掃する業務について、労災認定状況等を踏まえ、健康管理手帳を交付する要件である従事経験年数を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮したこと。

イ 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、ナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバー及びこれを含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、当該物質に係る裾切値（当該物質の含有量はその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を1%と規定したこと。

ウ 通知対象物質の範囲の変更（安衛則別表第2の2関係）

法第57条の2第1項に基づき通知（以下単に「通知」という。）をしなければならないこととされているリフラクトリーセラミックファイバーに係る裾切値を0.1%と規定するとともに、リフラクトリーセラミックファ

イバーは人造鉱物繊維の一種であることから、裾切値が1%とされている「人造鉱物繊維」の欄から除いたこと。なお、リフラクトリーセラミックファイバー以外の人造鉱物繊維に係る裾切値については変更はないこと。

エ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第2条の2に規定するナフタレン又はリフラクトリーセラミックファイバーに関する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

(2) 特化則の一部改正（改正省令第2条関係）

以下省略

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について

(公社)全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基 発 0918 第 4 号
平成 27 年 9 月 18 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。)により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み(リスクアセスメント)が義務化されました。また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 250 号)により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになっています。

今般、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに関しては、下記のとおり、政令、省令、指針、通達等の制定、改廃を行い、平成 28 年 6 月 1 日から施行することとしています。

これにより、対象となる労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート(SDS)の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、改正後の労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、指針、通達の公布等の状況は下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本制度改正に関し、今後、化学物質を取り扱う事業者の皆様に向けたパンフレットを作成・配布することを予定しており、別途お送りいたしますので、制度の周知に当たり御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 法律

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）（平成 26 年 6 月 25 日
公布）

2 政令

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第
250 号）（平成 27 年 6 月 10 日公布）

3 省令

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令
（平成 27 年厚生労働省令第 115 号）（平成 27 年 6 月 23 日公布）

4 指針

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付
け指針公示第 3 号）

5 関係通達

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について
（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月
3 日付け基発 0803 第 3 号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（平成 27 年 9 月
18 日付け基発 0918 第 3 号）

※ 1～5 の内容のうち、4 の指針については別添のとおりです。また、その他の法令等（条
文、新旧対照表等）は下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、御参照
ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/

以上

情報通信機器を用いた労働安全衛生法に基づく医師の面接指導の実施について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

基発 0915 第 5 号
平成 27 年 9 月 15 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の
規定に基づく医師による面接指導の実施について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条の 8 第 1 項及び労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）による改正後の法第 66 条の 10 第 3 項の規定において、事業者は、一定の要件を満たす労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければならないこととされています。

今般、これらの法の規定に基づく面接指導を情報通信機器を用いて行うことについて、下記のとおり考え方及び留意事項を示すこととしましたので、貴団体の会員事業場等に対する周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

法第 66 条の 8 第 1 項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりやその様子（表情、しぐさ、話し方、声色等）から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導や就業上の措置に関する判断を行うものであるため、労働者の様子を把握し、円滑にやりとりを行うことができるよう、原則として直接対面によって行うことが望ましい。

一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要な指導を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに法違反と

なるものではない。

ただし、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には、労働者の心身の状況の確認や必要な指導が適切に行われるようにするため、以下2に掲げる事項に留意する必要がある。

2 情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

- (1) 面接指導を実施する医師が、以下のいずれかの場合に該当すること。なお、以下のいずれの場合においても、事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者に関する労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならないこと。
 - ① 面接指導を実施する医師が、対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
 - ② 面接指導を実施する医師が、契約（雇用契約を含む）により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
 - ③ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、対象労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
 - ④ 面接指導を実施する医師が、過去1年以内に、当該労働者に直接対面により指導等を実施したことがある場合。
- (2) 面接指導に用いる情報通信機器が、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。なお、映像を伴わない電話による面接指導の実施は認められない。
 - ② 情報セキュリティ（外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止）が確保されること。
 - ③ 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものではなく、容易に利用できること。
- (3) 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等について、以下のいずれの要件も満たすこと。
 - ① 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
 - ② 情報通信機器を用いて実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないような環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。
- (4) 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

安全データシート(SDS)の交付状況の確認について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から、周知依頼がありましたのでお知らせします。

平成 27 年 9 月 18 日
基安発 0918 第 1 号

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

安全データシート (SDS) の交付状況の確認について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月の労働安全衛生法の改正に伴う関係法令の改正内容等については、平成 27 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 4 号「化学物質等のリスクアセスメントに係る関係省令、指針等の制定について」により、傘下会員事業者の皆様への周知等をお願いしているところ です。

また、今年の全国労働衛生週間・準備月間においては、化学物質のリスクアセスメントを実施するための環境整備として、譲渡・提供者には安全データシート (SDS) の交付状況の点検を、取り扱う事業場においては SDS の入手状況とリスクアセスメントの実施状況の確認を呼びかけているところです。化学物質のリスクアセスメントを実施するためには、化学物質等の譲渡・提供者から化学物質等を取り扱う事業場に、SDS が確実に伝達されることが必要です。

しかしながら、本年 9 月 17 日に公表された「平成 26 年労働安全衛生調査 (労働環境調査)」において、SDS の交付義務の対象物質すべてについて、譲渡提供する際に SDS を交付している事業場の割合が 53.8%であるなど、化学物質等の製造・取扱い事業場においてリスクアセスメントの円滑な実施に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、貴団体におかれては、化学物質等を製造し、譲渡・提供を行っている会員事業者がある場合には、当該会員事業者に対し別紙チェックリストを提供し、会員事業者において、同チェックリストを活用して SDS の交付状況について点検を実施してもらう取組を行っていただくよう要請いたします。

なお、改正法施行後 (化学物質管理関係については平成 28 年 6 月 1 日施行) は、危険有害性を有している SDS 交付義務対象物質が、ラベル表示された上で流通することになるため、当該化学物質等を受け取った事業場は、ラベルにより危険有害性等を把握し、SDS の

確認及びリスクアセスメントの実施（アクションを取る）につなげることが可能になります。業界全体として、このような一連の取組（「ラベルでアクション」）を円滑に進めていくことができるよう、貴団体におかれましても、傘下会員事業者の皆様に対し、譲渡・提供者の立場から、ラベル表示及び SDS 交付等の確実な実施並びに制度改正についての取引先事業者への情報提供について格段の御配慮をお願いいたします。

化学物質のSDS交付状況の自主点検票

事業場名	点検実施日																								
責任者名（衛生管理者等）	担当者職氏名																								
1. 化学物質（化学物質を含有する製品）の譲渡・提供を行っていますか。 ※原材料、中間品は、固体でばく露の危険がなくても化学物質に該当します。	□はい □いいえ ⇒いいえの場合、点検終了																								
2. その化学物質は何ですか。労働安全衛生法第57条の2に基づく、SDS（安全データシート）の交付義務対象物質に当たりますか。 ※SDS制度の概要や物質一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html	⇒SDS対象物に該当するかどうか、「職場のあんぜんサイト」でも検索できます。																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; border-bottom: 1px dotted black;">化学物質名</th> <th style="width: 50%; border-bottom: 1px dotted black;">製品名</th> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当しない</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当しない</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当しない</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当しない</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">()</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当</td> <td style="border-bottom: 1px dotted black;">□該当しない</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質名	製品名			()	()	□該当	□該当しない	()	()	□該当	□該当しない	()	()	□該当	□該当しない	()	()	□該当	□該当しない	()	()	□該当	□該当しない	
化学物質名	製品名																								
()	()	□該当	□該当しない																						
()	()	□該当	□該当しない																						
()	()	□該当	□該当しない																						
()	()	□該当	□該当しない																						
()	()	□該当	□該当しない																						
3. これらの製品を譲渡・提供する際、SDSを交付していますか。 ※譲渡提供先が承諾した場合、FAXやHP閲覧等の方法でも問題ありません。																									
(1) SDS交付義務対象物質を含有する製品については、 <u>全て</u> 交付している。	□はい □いいえ																								
(1)で「いいえ」の場合、 (2) 譲渡・提供先から要求がある場合のみ、交付している。	□はい □いいえ																								
(3) SDS交付義務対象物質かどうかにかかわらず、GHS分類がついた化学物質を含有する製品について交付している。	□はい □いいえ																								



取組事項

4. 3の(1)～(3)の点検結果に応じて、以下の取組を実施してください。

- (1) が「いいえ」の場合 ⇒ 法定義務事項であり、ユーザー企業がリスクアセスメントを実施するためにはSDSが必要なので、速やかに交付してください。
- (2) が「はい」の場合 ⇒ 譲渡・提供先からの要求の如何に関わらず、交付する義務がありますので、速やかに交付してください。
- (2) が「いいえ」の場合 ⇒ 速やかに交付してください。
- (3) が「はい」の場合 ⇒ 大変良い取組ですので、今後も継続してください。
- (3) が「いいえ」の場合 ⇒ SDS交付義務対象物質でなくても、GHS分類がつく（危険有害性がある）化学物質を含有する製品については、SDSを交付するように努めてください。

※SDSなどの化学物質管理に関して、各種支援を行っています。

- ①相談窓口の設置 SDSの活用等について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省ホームページでお知らせしています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000046255.html>
- ②モデルSDSの提供 「職場のあんぜんサイト」で検索できます。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx